

診療制限の解除について

新型コロナウイルス感染症拡大第7波により、本年7月から実施してまいりました診療制限について、感染状況の鎮静化に伴い下記のとおり制限を解除させていただきます。

記

診療制限解除日 **令和4年9月28日(水)**

なお、診療制限解除後も初回受診時に紹介状をお持ちでない患者様の診療は控えさせていただくことがありますので、何卒ご理解・ご了承のほどお願い申し上げます。

診療制限により皆様にご不便、ご迷惑をお掛け致しましたこと、改めてお詫び致します。これからも皆様に信頼される医療を行ってまいりますので、引き続きよろしくようお願い申し上げます。

令和4年9月28日

JCHO 船橋中央病院 院長